

租税特別措置法第 40 条第 10 項の規定による公益法人等が幼保連携型認定こども園の設置のために財産等を贈与する場合の届出書



平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

国 税 庁 長 官

届出者 〒

所在地 _____

フリガナ

名 称 _____

代表者氏名 _____ 印

(連絡先)

氏 名 _____

電話番号 _____

租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産若しくは代替資産又は買換資産を、下記のとおり幼保連携型認定こども園の設置のために他の公益法人等(譲受法人)に贈与する予定ですので、租税特別措置法第 40 条第 10 項の規定による届出をします。

1 寄附者に関する事項

当初寄附年月日	昭和・平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	承認年月日	昭和・平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
譲受法人に贈与しようとする財産等の寄附者	住 所 電 話 番 号	(寄附時の住所 〒 _____) (電話番号 ____ - ____ - ____)	
	フリガナ 氏 名	_____	

承認を受けた財産の明細

種 類	細 目	所 在 地	数 量	種 類	細 目	所 在 地	数 量

2 届出者(譲渡法人)に関する事項

幼稚園又は保育所等の廃止等の 認可承認日・認可承認の申請日・届出日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
譲受法人に贈与しようとする財産等の贈与予定年月日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

3 譲受法人に贈与しようとする財産等の明細

種 類	細 目	所 在 地	数 量	使用開始 予定年月日	使用目的
				・	・
				・	・
				・	・
				・	・

4 譲受法人に関する事項

主たる事務所の所在地	フリガナ 名 称	代表者氏名	電話番号 ____ - ____
幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の 認可日・認可の申請日・届出日			平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

5 その他参考事項 (やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

※ 税務署整理欄					
整理簿	通信日付等	確認者	印	税務署名	送付区分
					自局 他局 不明

※の項目は記入する必要がありません。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、措置法第 40 条第 1 項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等(譲渡法人)の主たる事務所の所在地等について記載し、当該譲渡法人の代表者印を押印してください。
- 2 「1 寄附者に関する事項」の「住所」欄には、届出者(譲渡法人)に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
- 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第 40 条第 1 項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第 3 表の記載要領に準じて記載してください。
- 4 「2 届出者(譲渡法人)に関する事項」の「幼稚園又は保育所等の廃止等の 認可承認日・認可承認の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
 - イ 幼稚園の廃止若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - ロ 保育所の廃止の承認を受けた日又は承認の申請をした日
 - ハ 保育機能施設の設置者変更の届出を行った日
- 5 「3 譲受法人に贈与しようとする財産等の明細」の「使用開始予定年月日」欄には、財産等が幼保連携型認定こども園の事業に使用される予定年月日を記載してください。また、「使用目的」欄には、「こども園の園舎敷地」、「こども園の園舎」等、具体的に記載してください。

(注) 「幼保連携型認定こども園」とは、旧幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)に規定する認定こども園である幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限ります。))又は幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)による改正後の認定こども園法に規定する幼保連携型認定こども園)をいいます。
- 6 「4 譲受法人に関する事項」の「幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の 認可日・認可の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
 - イ 旧幼保連携型認定こども園の認定を受けた者の変更の届出を行った日
 - ロ 幼保連携型認定こども園(旧幼保連携型認定こども園を除く。)の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - ハ 幼稚園の設置若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - ニ 保育所の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - ホ 届出者(譲渡法人)が設置していた保育機能施設の設置者の変更を事由とする届出が行われた日
- 7 「5 その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や譲受法人に贈与しようとする財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から 1 年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 8 この届出書は「譲受法人に贈与しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。

《添付書類》

- この届出書には、次の書類を添付してください。
- 1 届出者である譲渡法人及び譲受法人の登記事項証明書
 - 2 譲受法人が措置法第 40 条第 10 項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
 - 3 譲受法人に贈与しようとする財産等及び贈与予定年月日の記載がある契約書等の書類
 - 4 上記《記載要領》4 及び 6 の認可等を受けたこと又はその申請等を行ったことを証する書類
 - 5 幼保連携型認定こども園の設置予定日の記載のある書類(認可等の申請書、理事会議事録等)
 - 6 譲受法人に贈与する寄附財産等が贈与の日の翌日から 1 年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができないやむを得ない事情がある場合には、その事情に至った事実が確認できる書類

租税特別措置法第40条第___項の規定の適用を受けることの確認書

平成 ___年___月___日

国 税 庁 長 官 殿

(確認をした法人)

所 在 地 _____

フリガナ
名 称 _____

代表者氏名 _____ ⑩

(連絡先)

氏 名 _____

電 話 番 号 _____

当法人は、下記の法人が租税特別措置法第40条___項の規定の適用を受けることを
確認をします。
※裏面参照

(特定贈与等を受けた又は特定贈与等を受けたとみなされた法人)

所 在 地 _____

フリガナ
名 称 _____

代表者氏名 _____

○参考事項 (特定贈与等を受けた財産)

種類・細目 _____

所 在 地 _____

数 量 _____

(注) 特定贈与等を受けた法人が上記の規定を適用した場合には、確認をした法人が、当該特定贈与等を受けた法人とみなされることとなりますので、上記の規定適用日以降は確認をした法人に対して租税特別措置法第40条各項の規定が適用されることとなります。

〔租税特別措置法第40条第 項の規定の適用を受けることの確認書記載要領等〕

《使用区分》

この書類は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の承認を受けた公益法人等（以下「当初法人」といいます。）が、同条第3項に規定する財産等について同条第6項から第10項までの規定の適用を受けようとする場合に、その財産等の移転などを受ける公益法人等（以下「引継法人等」といいます。）が、当初法人が当該規定を受ける旨を確認した際に作成します。
なお、この書類を引継法人等が作成した後は、速やかに当初法人に交付してください。

《記載要領》

- 1 「租税特別措置法第40条第__項の規定を受ける・・・確認書」の__には、次の区分に応じて次の数字を記載してください。
 - (1) 措置法第40条第6項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・・・・・・・・「6」
 - (2) 措置法第40条第7項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・・・・・・・・「7」
 - (3) 措置法第40条第8項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・・・・・・・・「8」
 - (4) 措置法第40条第9項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・・・・・・・・「9」
 - (5) 措置法第40条第10項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・・・・・・・・「10」
- 2 「（確認をした法人）」には、措置法第40条第3項に規定する財産等の移転などを受ける公益法人等が、その主たる事務所の所在地、名称などを記載し当該公益法人等の代表者印を押印してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「当法人は、・・・租税特別措置法第40条第__項の規定を受ける・・・確認しました。」の__には、上記1に準じて記載してください。
- 4 「（特定贈与等を受けた又は特定贈与等を受けたとみなされた法人）」には、措置法第40条第6項から第10項の規定の適用を受けようとする当初法人の主たる事務所の所在地、名称などを記載してください。
- 5 「○参考事項（特定贈与等を受けた財産）」には、移転などを受ける財産等について記載してください。なお、移転などを受ける財産等が複数ありこの書類に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。